

## 道路情報板及びトンネル非常用設備等保守点検業務委託契約書

発注者 宮崎県 と受注者 \_\_\_\_\_ は、道路情報板及びトンネル非常用設備等保守点検業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 発注者は、別表に掲げる道路情報板及びトンネル非常用設備等の保守点検（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

(委託期間)

第2条 委託業務の委託期間は、令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までとする。

(委託料)

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 \_\_\_\_\_ 円（消費税及び地方消費税額金 \_\_\_\_\_ 円を含む。）とする。

(契約保証金)

第4条 受注者は、この契約と同時に、契約保証金として金 \_\_\_\_\_ 円を発注者に納付しなければならない。

2 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を発注者に帰属させることができる。

第4条 契約保証金は、免除する。【契約保証金を免除する場合】

(委託業務の処理方法)

第5条 受注者は、委託業務を発注者が別に定める別添道路情報板及びトンネル非常用設備等の保守点検業務の特記仕様書及び発注者の指示に従って、第1回目は \_\_\_\_月に、第2回目は \_\_\_\_月に処理しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約から生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、受注者は引き受けさせてはならない。

(管理責任者)

第8条 発注者は、管理責任者を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

2 管理責任者は、この契約の履行についての受注者又は受注者の現場主任者に対する指示、承諾又は協議に関する権限を有する。

3 前項の規定に基づく管理責任者の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 発注者が管理責任者を置かないときは、この契約に定める管理責任者の権限は、発注者に帰属する。

(現場主任者)

第9条 受注者は、委託業務を処理するに当たり、作業員を監督及び指導

するため現場主任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。現場主任者を変更したときも同様とする。

(実地調査等)

第 10 条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、受注者は実地に調査することができる。

(成果報告書の提出)

第 11 条 受注者は、委託業務の第 1 回目又は第 2 回目が完了した都度、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、成果報告書を受領したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前 2 項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第 2 項（前項後段において準用する場合を含む。）の審査及び前項前段の補正に要する費用は、受注者の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第 12 条 受注者は、発注者から前条第 2 項（同条第 3 項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、発注者に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 日以内に受注者に委託料を支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約に違反したとき。

(2) 受注者が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴

力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定による契約の解除によって生じた受注者の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第14条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第15条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（費用の負担）

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受注者の負担とする。

（協議等）

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

印

受注者

印





